

おがぴ～通信 健康保険証の Q & A

おがさわら耳鼻咽喉科クリニック VOL.17

今回は
保険証に関する
よくある質問とその回答
をまとめました!



2021年1月13日 発行

Q なぜ毎月保険証を提示する必要があるのですか？

A 医療費のうち、患者さんが医療機関に支払うのは負担割合に応じた一部であり、残りは医療機関が保険証の発行元に請求します。保険証の番号や負担割合の変更を見逃すことによる誤請求をなくするため、**医療機関は毎月保険証を確認するよう法令で義務付けられています。**

お手数ですが、ご来院の際は保険証をお持ちいただき受付に提示をお願いいたします。

★就職・退職・転居などがあつた場合は、保険証が変更になります。また職場を変わらなくても、番号が一部変更になることもあります。



Q 保険証はコピーでも使用できますか？

A 保険証のコピーを用いた保険診療は認められません。受診当日に保険資格がある証として必ず原本を確認させていただく必要があります。

Q 保険証がない場合どうすればいいですか？

A 保険証をお忘れの場合、または保険の変更手続き等により保険証がお手元にない場合は、**当日の診療費を一旦 10 割負担にてお支払い頂きます。**

受診日の同月内であれば、当院へ保険証と領収書をお持ち頂いた時点で、自己負担分を除いた額をお返しいたします。

翌月以降になりますと当院での返金対応は出来かねます。健康保険の保険者（社会保険であれば会社、国民健康保険であれば区役所）へ領収書と診療明細書を提出して払い戻しの申請を行ってください。



保険の更新や変更手続き中、保険証が発行されるまでの間に医療機関を受診する必要があるときには、会社や区役所に申請すれば、保険証の代わりとして使うことができる「被保険者資格証明書」を発行してもらえます。

Q 退職したのですが、今まで使用していた保険証は新しい保険証が届くまでの間使用できますか？

A 保険証は退職日をもって失効し**退職翌日から使用できなくなります。**まだ新しい保険証が手元に届かないからという理由で失効した保険証を使用された場合、後日保険者から医療費の返還請求をされることになりますのでご注意ください。退職したら保険証は速やかに会社に返還してください。

Q 70歳になりましたが、なぜ3割負担のままなのでしょう？

A 負担割合が変更になるのは70歳になった日からではなく、**70歳になる誕生日の翌月の1日（ただし1日が誕生日の方はその月の1日）**からです。

なお、自己負担の割合は70歳～74歳が2割、75歳以上が1割です。（※70歳以上でも「現役並み所得者」であれば3割となります）

★70歳以上で社会保険に加入されている方には、負担割合が記載された「高齢受給者証」が交付されます。対象の方は、保険証と併せて「高齢受給者証」の提示をお願いいたします。



節分とは、「鬼を追い払って新年を迎える、立春の前日の行事」です。「鬼は外、福はうち」と言いながら豆まきをします。

ちなみに暦の上で春が始まる日を「立春（りっしゅん）」と呼び、2021年の節分は、2月2日になり、なんと37年ぶりに日付が変わります。

北海道、東北、信越地方と、宮崎・鹿児島県では、大豆の代わりに落花生（ピーナッツ）を殻のまままく家庭が多いそうです。

小さなお子さんは豆等を耳や鼻に入れてしまう事があるのでご注意ください。

他に耳や鼻の異物として、ビーズ・BB弾・ボタン電池が多いです。もし間違えて入ってしまった場合は、耳鼻咽喉科を受診してください。

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～ 12:00						
14:00～ 18:00				休診		休診